

令和5年12月の法令改正を
おさらいしてみましょう



ガソリンスタンドでの 基準が変わりました!



NEWS01

固定給油設備からガソリンを容器に
詰替える際の1日あたりの詰替え量の
上限がなくなりました。

※固定給油設備から軽油を容器に
詰替える量(1,000ℓ/日)に
変更はありません。



NEWS02

乗用車等でプラスチック容器での
ガソリン運搬ができるようになりました。
プラスチック容器は
次の全てに合致する必要があります。

- ① UN規格で容器記号“3H1”が記載されていること
- ② 最大容量が10ℓ以下であること
- ③ 製造日から5年以内であること

※プラスチック容器は運搬
時のみ認められています。
保管の際は、従来通り金属
製容器で保管してくださ
い。



西暦下二桁

NEWS03

荷卸し中の固定給油設備及び
固定注油設備の使用が
できるようになりました。

使用するには次の安全対策が必要です。

- ① 給油及び注油ノズルに満量停止措置
を設ける。
- ② 地下タンク等及び危険物を注入する
移動タンク貯蔵所には、コンタミ防止
装置を設ける。

これに加え、
必要な事項を予
防規程に定める
ことが必要とな
ります。



NEWS04

固定給油設備を使用して
軽油を車両に固定された
4,000ℓ以下のタンク上
部のマンホール等から注
入できるようになりました。

※タンクは内部を2,000ℓ以下
ごとに仕切ったものに限る。

NEWS05

給油取扱所内に
設置できる建築物の
用途が増えました。

※飲食店、スーパー、事務所等を
設置できるようになりました。
設置を検討される場合は、
消防署へご相談ください。

NEWS06

営業時間外に安全対策
を行うことで係員以外
の者が出入りできるよ
うになりました。

※営業時間外に給油取扱所以外
での用途で使用できるよう
になりました。

営業時間外での使用について、必要な事項を
予防規程に定めることが必要となります。

富山市消防局 493-4141
呉羽消防署 436-5040
大山消防署 483-1119

富山消防署 493-4141
水橋消防署 478-0061
八尾消防署 454-2119

富山北消防署 437-7141
大沢野消防署 468-1212
婦中消防署 466-2280